

宮代町内保育施設の台風接近・集中豪雨・震災時における 臨時休園に関するガイドライン

1 目的

町は、台風や集中豪雨、震災により人的・物的被害が生じる恐れが高まった場合に、児童、保護者及び保育従事者の生命と安全を守るため、町内保育施設における臨時休園の判断及び対応を定めたガイドラインを策定するものです。

2 対象施設

公立保育園、私立保育園、小規模保育施設（以下「保育施設」とします。）

3 臨時休園の判断基準・対応

災害時における臨時休園の判断基準及び対応について、下記のとおり定めます。ただし、各施設の状況によることから、本ガイドラインに基づき、保育施設の判断で臨時休園の判断をした場合は町に連絡をするものとします。

（1）風水害（台風、集中豪雨等）の場合

- ① 町が警戒レベル3（高齢者等避難）以上の避難情報を発令した場合
- ② 気象庁から本町に特別警報が発令された場合
- ③ 交通機関の運休などにより保育従事者が確保できない又は保護者による送迎が困難な場合

警戒レベル	開園前	開園中
警戒レベル3以上 （高齢者等避難）	臨時休園 ※午前6時までに上記の①②③のいずれかに該当した場合 （保育施設の対応） 保護者へ連絡する。	登園児童の迎え要請 全児童降園後に臨時休園 （保育施設の対応） ・保護者へ早急な迎えを要請する。 ・必要に応じて児童を避難所等に避難させ、同時に保護者へ周知する。ただし、園内の方が安全と判断した場合は、児童を園内の適切な場所に避難させる。
警戒レベル4 （避難指示）		
警戒レベル5 （緊急安全確保）		

※上記基準によらず、総合的な判断により保育施設は、臨時休園することがあります。また、特別警報等が発令されていない場合においても、強風や豪雨により登降園に危険が伴うことが想定される場合は、安全の確保を優先して登園はできる限り控えてください。

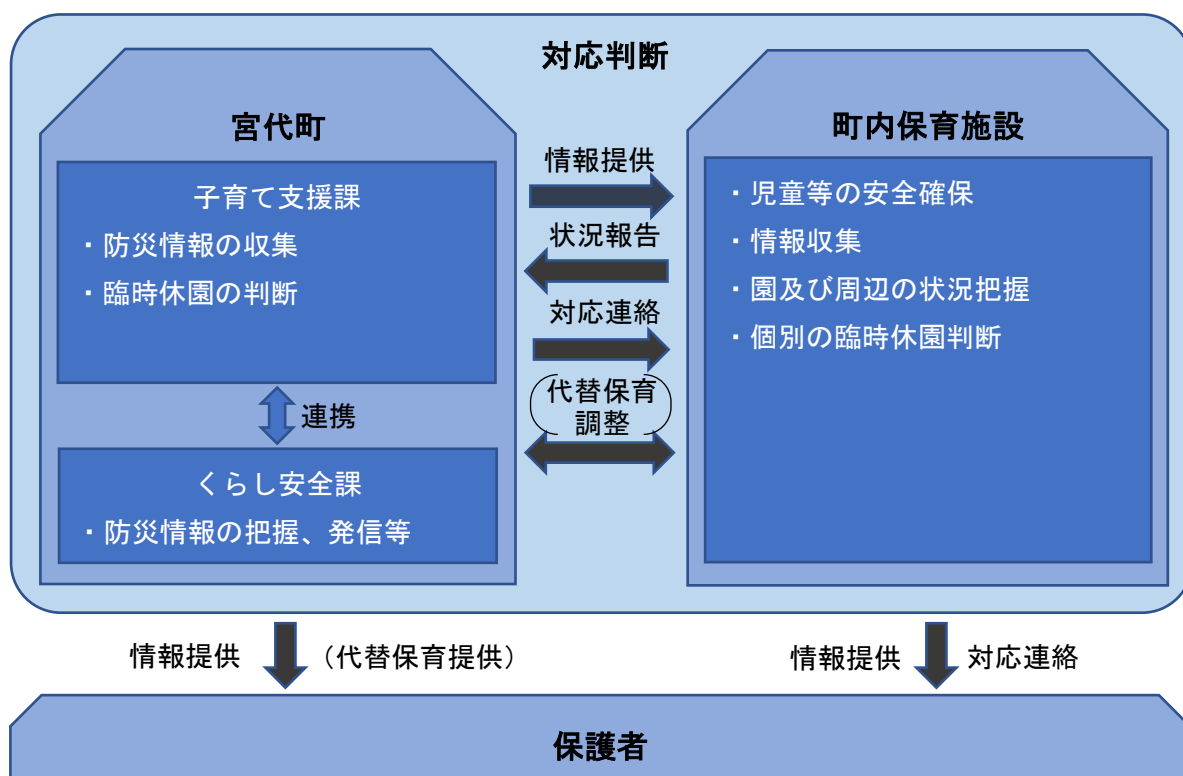
(2) 町内で震度5弱以上の地震が発生した場合

交通機関の運休及び道路状況の悪化などにより保育従事者が確保できない又は保護者による送迎が困難な場合

震度	開園前	開園中
震度5弱以上	<p>原則、臨時休園 (保育施設の対応) 保護者へ連絡する。</p> <p>(安全等が確認できた場合) 開園時間前までに園及び周辺の安全が確認でき、保育従事者の確保に問題がない場合は開園する。</p>	<p>登園児童の迎え要請 全児童降園後に臨時休園 (保育施設の対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者へ早急な迎えを要請する。 ・必要に応じて児童を避難所等へ避難させ、同時に保護者へ周知する。ただし、園内のほうが安全と判断した場合は、児童を園内の適切な場所に避難させる。

4 連携体制について

町と各保育施設は、次のとおり連携を図りながら臨時休園の判断を行い、保護者への情報提供等を行います。



5 臨時休園に伴う対応について

(1) 臨時休園を行う際の周知、掲示

町及び保育施設は、臨時休園を行う場合、ホームページや一斉配信システム等により、保護者に周知を図ります。また、施設の入口に臨時休園する旨及び緊急連絡先を示した案内等を掲示します。

(2) 緊急事態に対して施設に駆け付けられる体制の確保

町及び保育施設は、緊急事態に対して責任者等が施設に駆け付けられる体制を確保します。

(3) 代替保育施設の調整

町は、ライフラインの維持、復旧に関わる業種の従事者等、保育が必要不可欠な保護者に対して、児童、保護者及び保育従事者の安全確保に留意し、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合は、代替保育施設の設置による保育の提供を行うよう努めます。

6 保育の再開の基準・対応

本ガイドラインに基づき避難情報が解除されたときには、保育施設は次の事項を確認し、安全に保育できる状況を確認した上で、保育を再開できるか否かを町に報告してください。保育を再開した場合は、その旨を保護者に連絡するものとします。

(1) 施設及び施設周辺の安全の確保

(2) ライフライン（電気、水道、ガス、交通等）の状況

(3) 給食の提供可否（必要があれば一時的な弁当持参等）

(4) 保育従事者の確保

ただし、災害の状況等を踏まえ保育施設の判断により保育を再開した場合は、町に報告するものとします。

7 保護者への事前周知

町は、本ガイドラインによる基準・対応を町のホームページで公表します。

また、保育施設は、入園説明会等において、本ガイドラインによる基準・対応を事前に保護者に周知し、理解を得るものとします。

8 その他の計画等との関連

保育施設は、本ガイドラインや宮代町ハザードマップを参考としながら、詳細な非常災害対策計画、マニュアル、運用指針等を適切に整備し、保育従事者間で共有するとともに、災害時の対応について保護者と共有するものとします。

9 所管課及び保育園

所管課	所在地	電話番号
子育て支援課	宮代町笠原1-4-1	0480-34-1111

公立保育園	所在地	電話番号
みやしろ保育園	宮代町大字須賀177	0480-32-3011
国納保育園	宮代町大字国納102-1	0480-34-5839

私立保育園	所在地	電話番号
百間保育園	宮代町百間4-4-36	0480-34-7855
姫宮保育園	宮代町字東668	0480-34-8393
本田保育園	宮代町本田4-3-11	0480-37-0020
宮東保育園	宮代町字宮東602-1	0480-53-6915

小規模保育施設	所在地	電話番号
カインド・ナーサリー 本田5丁目園	宮代町本田5-5-2	0480-44-8131
カインド・ナーサリー 本田2丁目園	宮代町本田2-7-1	0480-44-8600
カインド・ナーサリー ピアシティ園	宮代町道佛1-1-50 ピアシティ1階	0480-38-6828

令和3年12月 3日策定
 令和6年 8月22日改訂
 令和8年 4月 1日改訂